

諮問番号：令和元年度諮問第5号

答申番号：令和元年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次に掲げる事情を顧みずになされた原処分（特別障害者手当認定請求却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 肢体不自由について

片足で立つことができず、階段の昇降は介助がなければできない。しゃがむこともできず、冬道は歩けない。就労、通勤は玄関まで送迎が必要である。

(2) 精神の障害について

ひとり言や相手がいるわけではないのに意味不明な会話、話をしている。家族でもコミュニケーションはその時々による。

2 処分庁の主張の要旨

請求人の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項に規定する特別障害者であるかどうかの判断は提出された特別障害者手当認定診断書の記載内容に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第2項の規定及び認定基準に照らして行ったものである。請求人は、前記1のとおり主張するが、提出された特別障害者手当認定診断書の内容からは、重度の障害を有し、常時の介護又は援助を必要とする程度以上の状態とまでは言えないから、認定を行うことはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別障害者手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、前記第2の1に掲げる事情に加え、独歩はできるが、階段の上りは介助がないとできないこと、冬道は滑るので歩けないこと、入浴は少し介助

がないと髪と体が洗えないこと、独語が多く、まるで誰かと話しているようなことを口に出していること、一人で外出ができないので、就労通勤は玄関まで送迎してもらっていること、デイサービスを利用していること等の事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、請求人の肢体不自由における障害の状態は、診断書を作成した時点では、認定基準において手当の支給対象となる「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」、「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」又は「体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの」のいずれにも該当しない。また、精神障害については「会話のコミュニケーションは概ねできる」、「ひらがなも読める、日常会話はほぼ出来る」とされ、日常生活能力の程度が認定基準にいう「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」には該当しない。

したがって、請求人については、一定程度の障害を有することは認められるものの、手当の支給要件を満たすものと認めることはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年5月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法に規定する「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうこととされ（法第2条第3項）、その障害の状態は、①身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの、②①のほか、身体機能の障害等が重複する場合（政令別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が①に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの又は③身体機能の障害等が政令別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が②と同程度以上と認められる程度のもの、のいずれかに該当するものとされている（政令第1条第2項）。

また、手当の受給資格の認定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準の内容は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、近年の医学的知見を踏まえて定められていることが認められ、この点について特段の不合理的な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、請求人は、「筋緊張性ジストロフィー」及び「中等度知的障害」を有するとされている。

まず、請求人の肢体不自由に関する障害の程度については、8関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）欄の関節可動域は強直肢位は左右ともに「認めず」と、関節運動筋力は左右ともに「半減」とされており、日常生活動作の障害程度欄は「7 排便の処置をする（臀のところに手をやる）」の左は「ひとりでは全くできない」と、「14 片足で立つ」は左右ともに「ひとりでもうまくできない」とされている。しかしながら、日常生活動作の障害程度欄の他の21項目はいずれも「ひとりでもうまくできる」とされている。

この点、請求人は、片足で立つことができないこと、階段の昇降は介助がなければできないこと、しゃがむこともできず、冬道は歩けないこと等の事情があると主張するが、審理員からの質問に対する診断書作成医の回答によると、本件特別障害者手当認定診断書作成時点においては、請求人の障害の状態について診断書の記載に不備はなく、症状が「1月には顕在化していなかった」との記述が認められる。したがって、本件特別障害者手当認定診断書作成時点における請求人の肢体不自由に関する障害の状態は、政令別表第2第3号から第6号までのいずれかに該当するものと認めることはできない。

他方、請求人の精神の障害の程度については、IQは34で「重度」とされており、発達障害関連症状の程度については「滑舌は筋力低下と開口のため不十分であるが、会話コミュニケーションは概ねできる」とされ、日常生活能力の程度については、「簡単な買物」は「介助があればできる」、「戸外での危険（交通事故）から身を守る」は「不十分ながら守ることができる」とされている。しかしながら、日常生活能力の程度について、「食事」、「用便（月経）の始末」及び「衣服の着脱」は「ひとりでもできる」に、「家族との会話」及び「家族以外の者との会話」は「通じる」に、「刃物・火の危険」は「わかる」に、それぞれ○が付されており、その内容として「刃物・火の危険：刃物は慎重だがつかえる。火も確認して点火・消火できる。簡単な買い物：徒歩10分程度のお店に買い物に行ける。」との記載があり、要注意度は「随時一応の注意を必要とする」とされるにとどまっている。さらに、備考欄において、「ひらがなも読める。日常会話はほぼ出来る」と記載されている。したがって、請求人の精神

の障害の程度が認定基準にいう「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」に該当するとはいえず、請求人の精神の障害の状態は、政令別表第2第7号に該当するものと認めることはできない。

こうした事実関係に基づき、請求人が特別障害者に該当するかどうかについてみると、請求人は政令別表第2各号のいずれかに該当する障害を有していないのであるから、上記①及び②の要件を満たすものと認める余地はない。他方、請求人が上記③の要件を満たすかどうかについてみると、精神の障害については日常生活能力の判定が14点以上必要とされているところ、請求人の日常生活能力の程度の点数は2点にとどまっているから、政令別表第1の第9号に該当すると認めることはできず、肢体不自由に関する障害についても上記の請求人の状態が政令別表第1の第3号から第8号までのいずれかに該当するものと認めることはできない。よって、請求人が上記③の要件を満たすものと認める余地はない。

これらの内容を総合的に判断すると、請求人には一定の障害があることは認められるものの、請求人が法に規定する「日常生活において常時特別の介護を必要とする」状態にあるとまでは認められない。したがって、請求人について特別障害者手当の支給要件に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子